

平成 28 年 3 月 2 日

おはようございます。連絡係の稲垣です。

しつこいようですが、認知症家族の事故について。民法の規定から、家族は監督義務を負うが、義務を怠らなければ例外的に免責される…。とこの義務を怠らない範囲は一体どこにあるのか？この線引きは本当に難しい。今すぐにでも同様の事故はこの市内でも起こりそう。まだまだ論議は続きそうな、そんな感じがします。

さて、別添ご確認ください。今年もたくさんの方に来てほしく、是非ご案内させていただきます。

よろしくご査収ください。

今年の開花予想は 3/27。もう、春は目の前です。さて、別添のごとく協議会の花見を開催します。

別添内容について、ご確認の上、精力的にご参加ください。この上なく前向きなご参加でお願いします。

たくさん笑顔があふれる、会になることを楽しみにしています。

よろしくご査収ください。